

平成27年4月
目白大学学長裁定
目白大学短期大学部学長裁定

目白大学・目白大学短期大学部（以下「本学」という。）では、平成19年2月15日付け文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）に基づき、本学における公的研究費の運営・管理のあり方について、以下の取り組みを実施します。

本学における公的研究費の不正使用を防止するため、今後とも適正な管理・運営の一層の充実を図って参ります。

1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費の管理・運営を適正に行うため、「目白大学・目白大学短期大学部における公的研究費の取扱いに関する規程」において、管理・運営に関わる者の責任体系を明確化しています。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

本学では、公的研究費に関する使用ルールや事務処理手続き等についてのルールを統一し、わかりやすくまとめたガイドブックを作成し、明確な運用を図っています。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

公的研究費等の管理・運営に関わる教職員のルールの理解度の向上、及び意識の向上を図り、適正な管理・運営を推進するための様々なコンプライアンス教育を実施するとともに不正防止計画を策定・実施し、公的研究費の適正な管理・運営に努めます。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

物品等の購入に係る不正行為の防止対策として、本学では従前より、原則、事務担当者による発注・検収を実施しています。特に、検収については、当該教員と事務担当者によるダブルチェックによる納品書と現物の確認の上、納品書に当該教員が押印しており、今後はさらに強化し、不正防止に努めます。

また、万が一不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分を定めています。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正使用等に関する機関の内外からの通報及び相談に対し、適切に対応できるように、地域連携・研究推進センターに通報窓口を設置しています。

また、通報等の方法や通報者の保護等についても定め、公正かつ透明性の高い運用を図っています。

6. モニタリングの在り方

機関全体の視点からの公的研究費の内部監査及びモニタリングを、本学の実態に即した要因を分析した上で、重点的にサンプル抽出によるリスクアプローチ監査を毎年実施し、組織的牽制機能の強化を図ります。

また、監事との連携を強化し、不正防止対策に努めます。